

第 17 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 26 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 7 年 5 月 26 日岩沼市役所 1 階大会議室において、下記案件を審議するため、
第 17 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について |
| 日程第 5 | 農地法第 18 条第 6 頁の規定による解約通知について |
| 日程第 6 | 非農地証明願について |
| 日程第 7 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について |
| 日程第 9 | 岩沼市地域計画の変更（案）について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	9 番	鎌田 正治
10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子	13 番	菅井 武雄
14 番	宮部 淳子						

2、欠席委員

8 番 菅原 龍也

3、農地利用最適化推進委員

18 番 佐藤 邦夫 20 番 田村 祐喜

4、事務局職員

事務局長事務取扱 古積 知明 係長 橘川 麻美 主事 土手内 知輝

5、市長部局

産業振興課 五十嵐 香織
主幹

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第17回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、7番小田原智委員、9番鎌田正治委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、1件受理いたしております。今回報告いたします1件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、この届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、1件受理いたしております。今回報告いたします1件の届出は、個人住宅の建築のため、転用するものでございます。なお、この届出については、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご

		意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。1件受理しており、農地の売買を目的としたものです。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、非農地証明願について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の4頁をご覧ください。報告第4号、非農地証明願について、報告いたします。今回は、3件受理しております。願出人・土地の所在・非農地となった事由等については、議案書に記載のとおりでございます。非農地化の事由としては、1件は昭和52年頃に住宅を建築したため、2件は平成12年と平成15年に転用届提出の上、非農地化したもので、登記上の地目変更がされていなかったことにより、非農地証明を交付したものです。非農地証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっておりますことから、事務局において調査・検討し、非農地証明を交付したものでございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要を説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の5頁、議案関係資料の1から4頁をご覧ください。
議	長	つづいて、整理番号1について、担当委員から説明願います。

渡 邊 等 委 員		議案書 5 頁、位置図の 1 から 2 頁をご覧ください。5 月 21 日に委員 3 名と事務局 2 名の計 5 名で現地調査をしてまいりました。転用目的は露天資材置場。転用理由は事業拡大にともなう資材置場として使用するためとのことでした。位置図の 2 頁をご覧ください。対象地は東側にはビニールハウスがありその西側となります。このハウスと資材置場にする土地の間には雨水溝を掘って雨水などが道路などに流留しないように雨水溝を設置したとのことです。周りは畑となっておりますが、畑という感じではなく雑種地のようで、その場所は畑ですが道路の高さまで土盛りをして資材置場とするとのことでした。周りに何かしらの影響が出ることはないともてまいりました。ご審議をお願いいたします。
議 長		ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
川 村 委 員		地図では道路と面しているように見えるが、ハウスから雨水溝を掘った箇所から勝手には出入りは出来るのか。
渡 邊 (等) 委 員		簡単に出入りできます。
議 長		他にご意見などありますか。 (挙手なし)
議 長		ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 1 については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議 長		挙手多数であります。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 1 については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。
議 長		つづいて、整理番号 2 について担当委員から説明願います。
田 村 推 進 委 員		5 月 21 日に委員 3 名と事務局 2 名で現地調査をしてきました。転用目的は埋蔵文化発掘調査、転用理由は重要遺跡の学術発掘調査、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの一時転用となります。現場には役所の職員がおり説明をうけました。周辺にはそれほど民家もなく影響はないと思います。畦畔の約 1 m 内側を 60cm ほど採掘し、採掘した土を拡大地図の北側の方に置く。現況地図の半分南側を掘って、北側の方に採掘した土を置く。その掘ったあとは原状復旧で戻すとのことでした。見た感じでは問題はないと思いました。
議 長		ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)

議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号2については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号2については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。
議	長	日程第8、議案第2号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の6頁および別紙の「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」をご覧ください。令和5年度の農業経営基盤強化促進法等の改正により、令和7年4月以降の権利設定は、従来の利用集積計画が廃止され、農地中間管理機構を経由した促進計画となります。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定において、「農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、あらかじめ農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることから、意見聴取を行うものであります。今回、意見聴取を行う農地は、賃借権設定が2件、2筆で面積は8,617㎡でございます。貸付期間は10年間となっております。受け手となる方は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第5項に係る貸付相手の要件を満たしております。農地の集積を図るため、権利の設定を行うものです。当時農業法人は地域計画の担い手としても明確にされております。本日決定した意見を農地中間管理機構に提出し、農地中間管理機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、宮城県の認可後、市が公告を行う流れとなります。なお、市の公告は令和7年6月25日、権利設定の始期は、令和7年6月26日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は、挙手願います。
長 田 (幸 浩) 委 員		地域計画は文面と地図をセットでという事で今地図を見ていましたが、地域計画を作成する際、現地検討会の際に、令和7年3月末までに作りあげなくてはならないので、地図についても現状でまずは作りあげましょうとなっていたと思うが、本来作らなきゃならなかったのは10年後の目標地図であって目標地図と現状地図は違うはず。今回は問題ないが、いわゆる地図の青い部分はいわゆる目標地図。更新になっても貸す側が中間管理機構に出した場合、中間管理機構は目標地図に適合をさせて、良し悪しを決

		めていくはず。現状地図ではなくて目標地図は今後作っていく計画はあるのか。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		現状の目標地図は現在耕作している方の現況のものに近いという話でしたが、岩沼市におきましては、しかるべき担い手の方々に概ね8割程度集積されている。宮城県でも上位に位置してるということで、現状のもので作らせていただいている。事前に所有者と耕作者の間で農業委員会に意見をいただきまして、将来的に変わると明確に分かっている部分は修正しながら目標地図を作っておりました。今後変更になる場合は随時見直しをするという形で決めるという国の方針もありますので、皆様からご意見などいただきながら修正することもあると思う。冒頭に説明させていただいたとおり、概ね8割以上後継者、次なる担い手の方に集積されている現状もありますので、そういうところと対比させながら検討していくようになると思います。なお、こちらの作業は、市長部局の産業振興課のほうで実施するようになりますので、農業委員会ではこのようなご意見があったと市長部局の方に報告いたします。
議	長	他にありませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見については、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見については、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	日程第9、議案第3号、岩沼市地域計画の変更(案)について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書6頁および別紙の「岩沼市地域計画の変更について(案)」をご覧ください。市長より、地域計画の変更案ついて、諮問を受けたものでございます。内容につきましては、市長部局に説明をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
議	長	ただいま、事務局から発言があったとおり、議案第3号1の説明について、農業委員会規定 第12条ただし書きの規定により、市長部局の担当職員に説明を求めることとします。それでは、説明をお願いします。
産 業 振 興 課 五 十 嵐 主 幹		今回、お諮りいただくのは岩沼市地域計画の変更についてです。該当地区は早股下一・下二地区です。面積は382㎡です。変更理由は農地転用に

		伴う計画面積の減となります。変更前後の面積の対比ができるよう地域計画の資料を2つ用意しました。382㎡分が地域計画から減されるという事で面積の変更を記しております。また地権者が変わっているので併せて変更となります。変更箇所を示した目標地図がございます。色が塗られておりますが、こちらを耕作面積から抜くということとなります。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3－1号、岩沼市地域計画の変更(案)については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。挙手多数であります。よって、議案第3－1号、岩沼市地域計画の変更(案)については、原案のとおりとすることに決しました。
議	長	続いて議案第3－2号について説明願います。
産業振興課 五十嵐主幹		岩沼市地域計画の変更についてです。該当地区は小川地区です。合計面積は1,011㎡です。変更理由は農用地区域除外に伴う計画面積の減となります。面積の対比ができるよう地域計画資料を2つ用意しました。1,011㎡分が地域計画から減されるということで面積の変更を記しております。このように農地の面積に修正がかかった場合、転用や除外となったときは計画毎に面積の減をすることとなっております。そのため、面積の減についてご審議していただければと思っております。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
長田(幸浩)委員		手続きの確認について確認させてください。農業委員会総会で地域計画が問題ないとなった後の手続きですが、その地域の住民とその地域計画を作った関係者の利害関係のある方々がきちんと変更されているという事が確認できることが大切だと思う。変更されれば地域計画が達成された時と同様にホームページなどを通じてその地域がどんな理由で変更されているのか載せてもらえるという認識でよいのか。
産業振興課 五十嵐主幹		地域計画につきましてはまずホームページで公募、皆様からのご意見を募っているというところと、あとは他の関係機関、農業委員会以外の農協やその他の関係機関にも必ず意見を伺っております。この様に面積の減になった場合はホームページを通じて新しい地域計画を公表されるということになっています。

議	長	他にございませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3－2号、岩沼市地域計画の変更(案)については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第3－2号、岩沼市地域計画の変更(案)については、原案のとおりとすることに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもって、第17回 岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。 午後2時10分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 7 番 _____

委員 9 番 _____